

株式の相続人による権利行使（後編）

（つづき）

3 権利行使者が指定されていないときは？

（1）権利行使者の指定がない場合の問題

それでは、会社は、権利行使者の指定がない場合、株式の共同相続人からの権利行使に対し、どのように対応すべきでしょうか（①(ii)の問題）。

この問題は、①会社は共同相続人の権利行使に同意できるか、②会社は共同相続人の権利行使を拒否できるかという2つの問題に大別され、②について、さらに共同相続人全員による権利行使の場合（②a）と共同相続人の一部による権利行使の場合（②b）に分けられます。

（2）①会社は権利行使を容認できるか

ア 会社法 106 条但書

会社法 106 条は、共同相続人の権利行使につき権利行使者の指定を要求する本文に続けて、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」と定め、この問題を会社の裁量に委ねています。

イ 規定の趣旨

そもそも、会社法 106 条本文は、会社の事務処理の便宜のための規定であり、会社の利益のために存在します。そこで、会社が自らこの利益を放棄して権利行使を容認することは自由とされ、但書でこれを定めています。したがって、共同相続人全員の一致による権利行使があるときはもちろん（最判平成 11 年 12 月 14 日判例時報 1699 号 159 頁）、仮に一部の相続人による権利行使であっても、会社が自らのリスクで権利行使を認めることは差支えないと考えられています（相澤ほか『論点解説新・会社法』492 頁）。

（3）②会社は権利行使を拒絶できるか

—a 共同相続人全員の一致による権利行使—

ア 問題の所在

次に、共同相続人の全員一致による権利行使がある場合、会社はこの権利行使を認めなければならないのか、それとも会社法 106 条本文の規定を根拠に権利行使を拒絶できるのかという問題があります。

イ 考え方

会社法 106 条の文言を素直に読むと、会社が同

意をしなければ、共同相続人は権利を行使できないようにも読めそうです（相澤ほか・493 頁）。

しかし、共同相続人の全員一致による権利行使がある場合、権利行使を認めても不利益を受ける相続人はありません。会社の作業として、相続人の範囲を確認するの必要はありますが、そもそも会社は、権利行使者の指定がある場合でも、権利行使者指定の有効性を判断するため相続人の範囲を確定しなければならないのですから（「前編」2（1）オ参照）、会社の作業はそれほど過重とはいえません。

そこで、同条を限定的に解釈し、この場合には会社は権利行使を拒否できないという学説を生じます（大野正道『企業承継法の理論Ⅱ』102 頁）。この学説は、会社法 106 条が会社の事務処理の便宜のために存在する規定である点に着目し、共同相続人の全員一致による権利行使がある場合には権利行使者の指定を厳格に要求しても会社の事務処理の便宜に資することがないとして、同条の適用を制限するのです。

ウ 実務の対応

どちらの解釈も可能となると、会社は、どのように対応すべきでしょうか。私は、以下の理由から、共同相続人の全員一致による権利行使があった場合には、権利行使者の指定がなくともこれを認めるのが安全な対応であると考えます。

第 1 に、会社が本来拒絶できないはずの権利行使を拒絶したとなれば、その瑕疵は違法性のレベルで問題となり、株主総会決議であれば決議取消事由ともなりかねません（会社法 831 条 1 項 1 号）。これに対し、本来拒絶できる権利行使を容認した場合のリスクは、通常は、当・不当のレベルで問題となるに過ぎず、多くの場合、決議の効力までは左右されません（損害賠償の問題は残ります）。

第 2 に、共同相続人全員による権利行使を拒絶すれば、権利行使を直接制約された全相続人との関係で訴訟に発展するリスクが高いのに対し、本来拒絶できるはずの権利行使を容認しても、直接権利を制約された者がいないので、訴訟にまで発展するリスクは概して低いと考えられるからです。

いずれにしても、法的リスクを伴う判断となり

ますから、法務担当者の判断も仰ぎ、会社としての対応を決定しましょう。

事務手続上の注意点としては、少なくとも被相続人である名簿上の株主の出生から死亡までの全部の戸籍と相続人全員の印鑑証明書の提出を求め、共同相続人の全員による権利行使であることを確認しておく必要があります。

（４）会社は権利行使を拒絶できるか

—④⑥共同相続人の一部による権利の行使—

ア 通常の場合

共同相続人の一部による権利行使の場合には、会社はその権利行使を拒否することができます。権利行使者の指定のない議決権の不統一行使も、同様に解すべきでしょう（相澤ほか・493頁）。

会社が一定のリスクを引き受けても権利行使を認めるべき例外的場合でない限り、一部の相続人による権利行使には同意しないことをおすすめします。

イ 裁判手続の場合（原告適格）

もっとも、裁判手続では、支配株式が相続の対象となっていて、その議決権を欠いたまま本来成立するはずのない総会が成立してしまい、それを前提として会社運営がされているような事案で、例外的に各共有者が単独でこれを争うことが認められています（最判平成2年12月4日民集44巻9号1165頁〔決議不存在確認〕、最判平成3年2月19日判例時報1389号140頁〔合併の無効確認〕）。

4 遺言や遺産分割により株式の帰属が明らか場合

以上に対し、株式に関して遺言がある場合や、遺産分割が完了している場合には、会社は、その内容を確認し、受遺者ないし相続人が取得した株式の数と内容に応じて対応をすれば足ります。

これらの場合に、会社が遺言書や遺産分割協議書の原本を確認し、成立の真正や有効性を確認しておく必要があることはいうまでもありません。

5 相続による株式取得の対抗要件

（１）問題の所在

最後に、相続人が会社に対し株主としての地位を対抗するためには、対抗要件の問題をクリアしておかなければなりません。

平成17年改正前商法206条1項は、株主名簿の名義書換を株式取得の会社対抗要件としており、学説も、取得の原因が譲渡であるか相続等の一般承継であるかを問わず、これを要するものと解してきました（鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法（第3版）』157頁〔1994年、有斐閣〕）。

しかし、現在の会社法は、「株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することはできない」（会社法130条1項）と定めており、「譲渡」によらない株式の取得の会社対抗要件について、何ら明文で規定していません。

そこで、相続、合併等の一般承継による株式の取得についても、従前どおり株主名簿の名義書換が会社対抗要件として要求されているのかどうか解釈上の問題となるのです。

（２）名義書換不要説

会社法の立案担当者の解説である相澤哲ほか編『論点解説 新・会社法』（2006年、商事法務）は、「株主が死亡した場合、相続人がその株式を相続するが、その権利移転は『株式の譲渡』（130条1項）には該当しないので、相続人は、名義書換をすることなく、相続による株式の移転を株式会社に対抗することができる」（139頁）と説明しており、「譲渡」とそれ以外の原因による株式の移転とを明確に区別しています。

（３）名義書換必要説

しかし、同じ立法関係者の解説でも、江頭憲治郎『株式会社法（第四版）』（2011年、有斐閣）は、「株式の移転（譲渡のほか、相続（大判明治四〇・五・二〇民録一三輯五七一頁）、合併、競売による買受け等すべての移転を含む）があった場合、振替株式以外につき取得者が会社に対し権利を行使するためには、株主名簿の名義書換えをしなければならない」としており、相続、合併等による一般承継の場合にも名義書換が必要であるとの立場を明らかにしています（197頁）。

もっとも、同書は、別の箇所でも「会社が名義書換えに応ずべき場合にそれを不当に拒絶したときは、株式取得者は、会社に対してはもちろん（浦和

地決昭和三八・二・一五下民一四巻二号二一頁[有限会社]、神戸地決平成二・四・一〇判時一三六四号一〇七頁②[有限会社]、会社以外の第三者に対しても、名義書換えなしに株式の移転を対抗できると解すべきである」(201頁)としています。仮に、この考え方をとるならば、実際の相違はそれほど大きくないのかも知れません。

（４）検討

それでも、両説は、株式の相続人があえて名義書換請求をせずに直接権利行使をする場面で差異を生じます。

名義書換不要説からは、原則として権利行使を認めることとなりますが、名義書換必要説からは、会社が正当に名義書換手続をとるよう依頼しているにもかかわらず相続人が不合理な理由で名義書換を拒否しているような場合、会社は、権利行使を拒否できることとなります。

実務の感覚としては、そのような非協力的な相続人に株主としての権利行使を認めなければならぬことに違和感を覚えるかも知れませんが、会社は相続人であることの証明を求めることが可能ですし（相続人でない者が遺贈を受けた場合は名義書換が必要）、濫用的なケースは一般条項で権利行使を制限すれば足りるとも考えられます。

権利の得喪は、その原因事実を証明することによって第三者に対抗できるのが原則であるとするならば、「譲渡」以外の権利移転について規定がない以上、一般承継の会社対抗要件として名義書換は不要と解するのが素直な解釈ではないかと思えます。

実際にも、大株主が基準日の直前に死亡し、名義書換未了の間に基準日を迎えたようなケースで、名義書換がないとしてこの相続人による議決権の行使を拒絶できるとするならば、会社に対する支配の関係を著しく歪め、結果として、会社運営を大きく阻害することになるのではないのでしょうか。

仮に、名義書換を不当に拒絶した会社は損害賠償義務を負うとしても相続人による権利行使までは認められないとする見解（鈴木＝竹内・前掲書159頁）をとるならば、両説の差は、さらに大きなものとなるでしょう（ただし、不当拒絶の場合

は招集手続又は決議方法の著しい不公正を理由に取消訴訟を提起する余地があるかも知れません）。

（５）実務での対応

実務の対応としては、まずは株式の相続人に対し、名義書換請求書、株主票（非上場会社の場合）等の関係書類を交付して名義書換請求の手続をとるよう依頼します。

株主票の提出は、法令に定めがあるわけではありませんので、株式取扱規程を根拠に提出を求める場合は、定款の授権があるか否かも確認しておく必要があります。定款の授権がない場合、当該規程は単なる内規であり、株主を拘束する根拠とはなりません。

難しいのは、相続人から必要書類の提出が期待できない場合の対応ですが、株主名簿の名義書換を対抗要件とする制度は、本来、集団的法律関係を画一的に処理するという会社の便宜のために設けられたものですから、会社が自己の危険において名義書換未了の者を株主として取り扱うことは、差支えないと解されています（最判昭和30年10月20日民集9巻11号1657頁）。そうすると、仮に名義書換必要説に立つとしても、株式の承継人であることが証拠により確実な場合には、名義書換未了であっても、権利行使を容認するのが安全な対応といえるかも知れません。

6 まとめ

株式の相続、とくに同族会社における大株主の相続は、相続人のみならず、会社を巻き込んだ紛争に発展しがちです。できるだけ会社の運営を混乱させないのが理想的ですが、このようなケースでは、どの選択肢も一定の法的リスクを伴うのが通常です。会社は、各選択に伴うリスクの種類・程度を十分理解して、その都度、最も合理的な判断をしていくほかありません。その際は、会社法務と相続法務の両分野の問題を正しく把握しておくことが肝要です。法務担当者や顧問弁護士の意見も十分聴取して、対策を講じることをお勧めします。

弁護士 馬場 陽
（愛知県弁護士会所属）